



**JASDAQ**

平成29年1月27日

各 位

会 社 名 佐 渡 汽 船 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 川 健  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 9 1 7 6 )  
問 い 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 総 務 部 長 尾 崎 弘 明  
電 話 0 2 5 - 2 4 5 - 2 3 1 1

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の条件変更 に関するお知らせ

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年3月26日開催の取締役会における第1回から平成27年3月26日開催の取締役会における第6回まで、当社取締役及び監査役並びに子会社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しておりました。

本日、当社業績数値を鑑みた結果、費用削減の一環として、既に対象者に割当て済みの第1回から第6回までの新株予約権の権利行使及び次回以降の新株予約権の発行について、下記の通り変更することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. すでに発行済の第1回から第6回までの株式報酬型ストックオプション（新株予約権）についての条件変更
  - (1) 新株予約権者が行使する場合、第1回から第6回までの割当個数の半分を当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」第5条（新株予約権の放棄）の規定に基づき放棄する。ただし、その該当者

は佐渡汽船株式会社の常勤取締役とし、同監査役及び子会社（佐渡汽船シップマネジメント株式会社、佐渡汽船シップメンテナンス株式会社）の取締役は対象外とする。

- (2) 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の権利行使にあたっては、その担当部署の責任度合いを踏まえ、割当済みの新株予約権の個数を調整する場合がある。

2. 平成 29 年度（次回）以降の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度についての条件追加

- (1) 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は継続するものの、当期純利益が黒字とならない限り、発行はしない。

3. 本取扱いの実施は、平成 29 年 4 月 1 日以降とする。

以 上